

和子育第487号
令和3年8月27日

保護者 各位

大和町長 浅野 元
(公印省略)

放課後児童クラブの利用自粛について（要請）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、宮城県も令和3年8月27日から、緊急事態措置区域に追加されました。

つきましては、これ以上の感染拡大を防止するため、放課後児童クラブの利用について、下記の対応といたしますので、利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 放課後児童クラブの利用自粛について

ご家庭でお子さんの面倒を見ることができる場合や、お子さんが留守番できる場合は、できるだけ放課後児童クラブの利用を自粛していただきますようご協力をお願いいたします。

自粛期間：令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）まで

2 放課後児童クラブの利用禁止について

- ① お子さんや同居の家族が新型コロナウイルスに感染した場合
- ② お子さんや同居の家族が検査対象者になり、検査結果が判明するまで
- ③ お子さんが濃厚接触者となり、検査結果が「陰性」であっても2週間の健康観察期間が明けるまで

3 放課後児童クラブの臨時休業について

- ① 宮城県知事より臨時休業の要請があった場合
臨時休業の期間：臨時休業の要請が解除されるまでの間
- ② 児童や職員が新型コロナウイルスに感染した場合
臨時休業の期間：個別の状況に応じて、概ね1週間程度

※ただし、臨時休業中（上記3の①）であっても、お仕事やご家庭の事情で保育を必要とする場合には、必要に応じて放課後児童クラブを利用できます。

4 その他

お子さんや同居のご家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、検査対象者等になった場合には、速やかに児童館にご連絡いただきますようお願いいたします。

担 当：子育て支援課

TEL：345-7503

FAX：345-7240